

議会運営委員会

日時 平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日 (木) 午後 1 時 30 分 ~
場所 第 3 委員会室

1 1 2 月定例会最終日 (1 2 月 2 1 日) の日程について

(1) 会議予定 午前 1 0 時 ~

各常任委員会 ~ 環境対策特別委員会 ~

都市基盤整備対策特別委員会・広報広聴特別委員会 ~

議会運営委員会・幹事会 ~ 会派会議 ~

本会議 ~ 議会運営委員会・幹事会 ~ 会派会議 ~

本会議 ~ 広報広聴特別委員会

(2) 議事日程

第 1 報告第 1 号及び第 1 号議案から第 3 1 号議案まで

(委員長報告 ~ 表決)

第 2 請願について (質疑、討論、表決)

第 3 閉会中の継続審査について

第 4 意見書案について (質疑、討論、表決)

第 5 環境対策特別委員会及び都市基盤整備対策特別委員会委員長報告

第 6 議員の派遣について

(休憩)

追加日程

○教育委員会委員の任命について

○固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 討論について

通告期限 1 2 月 2 0 日 (木) 午後 4 時まで

3 意見書案について

- 意見書案 4 件（別紙№ 1 ～ 4 ）
- 発議者の決定

4 議員の派遣について

- 1 月 1 6 日 京都市 市町村トップセミナー 副議長出席
- 1 月 3 0 日 京都市 京都府市議会議長会 副議長出席

5 広報広聴特別委員会報告（議会報告会）について

- 議会報告会
 - <回数>自治会(23)を単位に定例会ごと 3 会場× 2 日で実施する
 - <地元議員> 地元議員にとらわれず班を編成する
 - <進行> 趣旨説明は開会あいさつに含める
 - 名称「議会報告会」については検討を継続

6 議会報告会での意見について

別紙№ 5

7 その他

- 当面の委員会等日程（閉会后）
 - 1 月 8 日（火）10:00～ 広報広聴特別委員会
 - 〃 1 5 日（火）9:00～ 公共交通対策特別委員会（三重県玉城町視察）
 - 〃 2 1 日（月）10:00～ 広報広聴特別委員会
 - 〃 2 3 日（水）10:00～ 産業建設常任委員会
 - 〃 2 3 日（水）午後 総務文教常任委員会（放課後児童会視察）
 - 〃 2 8 日（月）午後 総務文教常任委員会（放課後児童会視察）
 - 〃 日（ ） ～ 環境厚生常任委員会（12/21 決定）

関西電力大飯原子力発電所３・４号機の速やかな 運転停止を求める意見書（案）

福島第一原発の事故は「収束」するどころか、その被害は拡大し、多くの被災者の方々は先の見えない苦しみのもとにおかれている。福島県では、いまでも県内への避難者は１６万人にのぼり、避難先で命を落とす人も少なくない。農業、漁業、林業や観光業をはじめ、あらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いている。原発事故は、ひとたび放射性物質が大量に放出されると、その被害が空間的にも、時間的にも、社会的にも限定なしに広がり続け、人類は、それを防止する手段を持っていない。この“異質の危険”が一年半たった今でも、猛威をふるっている。二度と、原発の重大事故を起こすことは絶対に許されない。

現在日本国内では、５０基の原発のうち運転中は大飯原発３、４号機の２基だけで、残りの原発は停止ししている。大飯原発も再稼働したのは夏場の電力対策が理由であったが、節約などで再稼働しなくても電力が足りていたことは関西電力も認めている。

大飯原発は、地震の際の対策本部となる免震棟や津波に備える防潮堤のかさ上げは、工事がこれからであり、爆発を防ぐためのベント装置に放射能を除去するフィルターもついていない。また、３０キロ圏の避難計画が未策定など原発事故に対する防災対策は不十分である。

さらに、原子力規制委員会の調査メンバーは、大飯原発敷地内の破碎帯（断層）を調査し、大飯原発の直下にも活断層が否定できないことは原子力規制委員会も明らかにした。旧原子力安全委員会が２０１０年１２月１６日に策定し、規制委員会にも引き継がれた「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」に照らして、速やかに運転中止をするべきです。

この間、原子力委員会が“このまま再稼働を進めたら、１０年以内に福島原発事故と同じような大量の放射性物質を放出する大事故が起きる”というきわめて衝撃的な試算を発表している。

本市は、大飯原発から５０ｋｍから６０ｋｍに位置している。原発は運転していなくても危険であるが、運転中の原発が地震や津波に見舞われればそれこそ取り返しがつかない深刻な被害をもたらすことになる。

よって、本市議会は国に対し、大飯原発３・４号機の速やかな運転停止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年 月 日

亀岡市議会

(提出先)
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
衆議院議長
参議院議長

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書（案）

近年、全国各地において、外国人や外国法人により水源地域の森林等の土地の買収が進んでいる。今後も、世界の水需給のひっ迫などから外国資本等による買収は一層拡大することが予想される。

諸外国では、外国資本等による自国内の土地所有について、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している例があるが、我が国においては、大正 14 年に制定された外国人土地法が実効性を失っており、有効な制限がない状況となっている。

このまま外国資本等による土地所有が無制限に拡大していけば、無秩序な伐採など水源地域の乱開発による水質の悪化や水資源の枯渇など、良好な自然環境の維持や森林の適切な管理、水資源の保全等に重大な影響を及ぼし、日本の国益を損なうことが懸念される。

よって、本市議会は国に対し、国土保全や水資源確保、ひいては安全保障の観点から、外国資本等による森林等の土地の売買や開発行為を規制し、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 月 日

亀岡市議会

（提出先）

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長

「ものづくり中小企業」の振興のため、南丹地域の高等学校に工業系学科
(コース)の設置を求める意見書(案)

わが国のものづくり産業は、産業の空洞化、世界経済の低迷等、極めて厳しい状況に置かれていますが、南丹地域には、国内外の産業を支える高い技術力を誇るものづくり企業が多様な分野にわたって立地し、貴重な雇用機会を創出し、本市の地域経済、雇用を支えています。

そのような中、市内のものづくり中小企業にとっては、地域での優秀な若い技術系人材の確保が大きな課題となっております。

ものづくり中小企業では、工業系の学校で一定の技術を習得した人材を求めています。が、当地域には、工業系の学科を有する教育機関がないため、工業系の人材確保が特に困難な状況にあります。また、中学校生徒がものづくり産業に関心を持ち、工業系の高等学校への進路を希望する場合は、福知山市や京都市内等に所在する学校を選択せざるを得なくなり、保護者の経済的な負担も大きくなります。

このため、当地域の高等学校に工業系の基本技術を習得できる学科を設置し、地域のものづくり産業を担う人材を育成することが求められています。

普通科志向の時代的な風潮はありますが、これは「ものづくり」の面白さ、ものづくり中小企業の実態が知らされていないことも一つの要因であると考えます。小中学校時代からものづくりに接する機会が増えれば、工業系の高等学校に興味を持ち、入学する生徒は確実に増えると思われます。

当地域には多くのものづくり企業があり、インターンシップや実習などを行える条件に恵まれています。本市においても、「地域ふれあいサイエンスフェスタ」の開催などを通じて、地域で人材を育てるため、小中学校とものづくり企業の橋渡しをするなど、様々な工夫をして、一層の機会づくりを推進しております。

よって、京都府におかれましては、南丹地域に工業系の教育機関がないことに鑑み、地域のものづくり産業の振興のため、南丹地域の高等学校に工業系学科(コース)を設置していただきますよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月21日

京都府知事
京都府教育委員会委員長 } 宛

亀岡市議会議長 木曾 利廣

過労死防止基本法の制定を求める意見書（案）

「過労死」が社会問題となり、「k a r o s h i」が国際語となってから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、当該規制は十分に機能していません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、その総合的な対策を積極的に行っていく必要があるのです。

国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を1日も早く制定するよう強く要望します。

記

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月21日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		

亀岡市議会議長 木曾 利廣

議会報告会(11/22)で頂いた意見・要望等と回答について

議会運営委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	回答調査
市民ホール2	亀岡中学校校舎の工事の契約変更の議案が撤回になっているが、経過を聞かせてほしい。	大幅な手直しが必要になったことの議会への報告時期が遅れ、現地調査に行ったときには工事がほぼ完了していた。議案は本会議で撤回となり、その後の臨時会において最度審議した結果、可決した。			
市民ホール6	ホームページに議会の日程が掲載されているが、レジメも一緒に掲載してほしい。	議会で検討する。			
市民ホール7	住宅公社が破産したが、住宅公社は今日まで本市の人口増加に寄与してきた。第4次総合計画で10万人を目指すところがあるが、住宅公社をつぶすことと矛盾するのでは。	住宅公社がバブル絶頂期に本市の人口増加に寄与してきたことは事実であるが、一定の目的は達成したとして整理をし、解散となった。			
市民ホール8	議員の定数を減らし、少しでも市に戻すか、議会活動がきちんとできるような手当にまわすべき。	定数については特別委員会で審議している。チェック機関として機能を充実していくことが必要である。			
東本梅2	特別委員会は、毎年設置目的やテーマ、定数も変わるのか。また各議員が希望する特別委員会に所属できるのか。	特別委員会は、具体的な問題、テーマにより設置され、調査が終了すれば解散する。特別委員会の委員選出は、会派の人数あんで決めている。			
東本梅5	公社問題の特別委員会は解散されたが、他の特別委員会の状況は。	以前から設置の特別委員会があるが、本来、特別委員会とは特定の問題に対して集中して審議する場であり、結果ができれば終了するものである。常任委員会の活性化に伴い、特別委員会のあり方を見直す方向で検討している。			
東本梅6	特別委員会には、権限的なものはないのか。常任委員会との関係は。	特別委員会は、市に対し事実経過の報告や提言、条例提案などを行う。執行権限があるわけではない。常任委員会は市の事務全般を専門的に審査している。特別委員会で審議する内容は常任委員会で扱わない。常任委員会との上下関係はない。			

(裏面に続く)

議会運営委員会(続き)

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	回答調査
東本 梅7	市長と議会は緊張関係を持っているのか。亀中の改修工事の問題など、緊張関係がないから起きたのではないのか。チェック機関の議会が機能していないのか、市長側にはどうせ認めてもらえると思う姿勢があるのではないのか。両公社の問題もそう。また市長から提案されたものを何でも賛成というのは困る。市民の代表として、チェック機能をきっちり果たしてもらいたい。	常任委員会で厳しくチェック、質疑を行い、結果的に賛成でも色々な条件を付けている。議会基本条例を本市はいち早く制定し、議会の本来の働きを見直し検証している。今後もその姿勢で努めていくので、市民の皆様からも議会に対し厳しいチェックをお願いしたい。以前、幼稚園用地の問題で予算修正を行ったこともある。市長側にも、意見があったことを伝えていきたい。			